

とっとり共生の里保全活動推進事業補助金交付要綱

制 定 平成27年 3 月27日付第201400191420号

最終改正 令和 7 年 3 月24日付第202400302445号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、とっとり共生の里保全活動推進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

- 第2条 本補助金は鳥取県において、農山村集落等が企業・団体及び市街地公民館等と協働し、農地・農業用施設の保全管理活動、遊休農地の再生や営農作業、農産加工品等の製造・販売等、地域の自然環境や歴史・伝統を育む農村文化の保全活動などを通じて、地域農業の振興と農山村の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下、「間接補助事業」という。）を行う同表の第5欄に掲げる者に対し、同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する同表2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額に同表の第6欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者（同条例第2条第1項に規定する事業者をいう。）への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、原則として毎年12月末日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号のほか、共生の里推進加速化事業実施要領（平成27年 3 月27日第201400191420号農林水産部長通知）第6条、又はむら・まち支え合い共生促進事業実施要領（平成27年 3 月31日第201400206426号農林水産部長通知）第6条による事業計画書等とする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 補助事業者は、第3条第1項に規定する間接補助金の交付に当たり、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（4項を除く）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	事業実施主体
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	市町村長
	様式第2号	市町村長が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	市町村長が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(補助金交付決定前の着手)

第7条 やむを得ない事由等により、規則第6条の規定による補助金の交付決定前に間接補助事業を施行しようする間接補助事業者は、予め、その理由を明記した交付決定前着手届（様式第3号）を補助事業者に提出するものとする。この場合、補助事業者は、当該交付決定前着手届を速やかに知事に提出するものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第1欄に掲げる事業ごとに、第7欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用するものとする。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第7欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに、様式第4号により知

事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

第12条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（間接的な財産処分の承認）

第13条 補助事業者は、第6条の規定により規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、10年より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

（1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

（提出書類の部数等）

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

（雑則）

第15条 規則並びにこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月27日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月24日から施行し、平成28年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月27日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月11日から適用する。

附 則

この改正は、令和7年3月24日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表（第3条、第8条、第9条）

	1	2	3	4	5	6	7
	補助対象事業	補助事業者	間接補助対象経費	間接補助率	間接補助事業者	補助率	間接補助事業の重要な変更
1	共生の里推進加速化事業	市町村	共生の里推進加速化事業実施要領(平成27年3月27日付農林水産部長通知)に基づき実施する事業に要する経費 (1) 3年目までの上限600千円 (2) 4年目以降の上限300千円 (3) 協定締結に向けた単年活動の上限210千円	10/10	農村等の農業者等及び農業者等で組織する団体と以下に掲げる者で組織する団体とする。 (1) 集落 (2) 住民グループ (3) 地域協議会やその類似組織 (4) 実行委員会 (5) 企業・団体等	2/3	事業費の増額
2	むら・まち支え合い共生促進事業	市町村	むら・まち支え合い共生促進事業実施要領(平成27年3月31日付農林水産部長通知)に基づき実施する事業に要する経費 (1) 2年目までの上限390千円 (2) 3年目の上限195千円 (3) 協定締結に向けた単年活動の上限210千円	10/10	農村等の農業者等及び農業者等で組織する団体と以下に掲げる者で組織する団体とする。 (1) 集落 (2) 住民グループ (3) 地域協議会やその類似組織 (4) 実行委員会 (5) 企業・団体等	2/3	事業費の増額

< 交付対象経費の注意事項 >

委託費については、県内事業者へ発注して実施されたものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難であると知事が認めた場合については、この限りでない。

様式第 1 号（第 4 条、第 1 1 条関係）

年 月 日

年度（別表第 1 欄対象事業名）事業計画書及び収支予算書
（事業報告書及び収支決算書）

1 計画の名称

2 計画に基づいた事業の実施方針

3 事業内容

4 経費の総括

(単位：円)

区 分	全体経費	補助対象 経費 A	他の補助金 B	算定基準額 (A－B)	負担区分			備 考
					県費	市町村費	その他	
計								

<補助対象経費の注意事項>

(1) 委託費に係る経費のうち、県内事業者への発注が困難な場合は、その理由を備考欄に記載すること。

5 事業完了（予定）年月日

年 月 日

6 収支予算（決算）

（1）収入の部

（単位：円）

区 分	予算（決算）額	摘 要
県 補 助 金		
市町村補助金		
そ の 他		
合 計		

（2）支出の部

区 分	予算（決算）額	摘 要

7 実績報告添付書類

事業実施状況（作業状況、イベントの開催状況等）のわかる写真等

8 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

第 年 月 日 号

市町村長 ○○○ 様

職氏名

年度（別表第1欄対象事業名）補助金交付決定通知書

年 月 日付申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった（別表第1欄対象事業名）補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び補助決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の交付対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、金○○○○円とする。ただし、事業内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本交付金の額の確定は、交付対象経費の実績額について、とっとり共生の里推進事業補助金交付要綱（平成27年3月27日付第201400191420号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、本補助金事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱並びに要領の規定に従わなければならない。

市町村長 ○○○様

(活動団体の名称)
代表者氏名

(別表 1 欄対象事業) 補助金交付決定前着手届

とっとり共生の里保全活動推進事業補助金交付要綱（平成 2 7 年 3 月 2 7 日付農林水産部長通知）第 7 条の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので着手届を提出する。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業名	着手予定年月	完了予定年月日	理由
別表第 1 欄対象事業	年 月 日	年 月 日	

鳥取県知事 様

市町村長 ○○○○

年度（別表 1 欄対象事業）補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた 年度（別表 1 欄対象事業）補助金に係る消費税等仕入控除税額について、とっとり共生の里保全活動推進事業補助金交付要綱第 1 1 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1

鳥取県補助金交付規則第 1 8 条第 1 項に基づく補助金の額の確定額
(年 月 日付第 号による額の確定通知額)

金 円
- 2

補助金の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円
- 3

消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円
- 4

補助金返還相当額（3－2）

金 円

（注）参考となる資料を添付すること。